

第3回廃棄物部会等における委員意見への対応

資料1

(1) 第3回廃棄物部会意見

| 番号 | 関連章等       | 委員意見要旨  | 対応案   | 資料2<br>該当頁        |
|----|------------|---|---|-------------------|
| 1  | 第3章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主な取組の実績・効果」について、前の計画と比較すると、記載内容が異なり、継続的に比較ができない。また、データが別の箇所に示されている場合もある。</li> <li>・評価項目は、毎年継続的に設定して、確かに進んだと言えるようにされたい。廃止する場合は、その理由を整理した方がよい。</li> <li>・評価項目を決め、継続的に検証していくことを検討されたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回（前々計画）と今回（前計画）で比較し、記載内容が異なる項目は整合を取り、新規項目は一部追加した。（資料1-1参照）</li> </ul>  | P42               |
| 2  | 第3章<br>第5章 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画の施策5「地球温暖化対策への配慮」について、「配慮」というスタンスでは弱い。もう少しシクロしていく。</li> <li>・「喫緊の課題」という表現も随分古い表現なので、再検討されたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章の表記は、現計画の施策5の表現と対応しているため未修正だが、その他の箇所については、地球温暖化対策を低炭素社会とし、表現を修正した。「地球温暖化対策への配慮」「低炭素社会に対応」</li> <li>・課題については、全面的に表現を修正。</li> </ul>  | P46<br>P47<br>P71 |
| 3  | 第3章<br>第5章 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主な取組の実績・効果」は、課題の対応のために作られた指標だと思うので、課題に対して、いくつかの取組を強化するとわかるように明示するとよい。</li> <li>・「取組の強化」、「新規取組」について、理由を簡単に示すか、あるいは、クロスリファレンスのようなもので記載してはどうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前計画に対する課題への対応と、取組の強化、新規取組の理由を整理して対応表を作成した。（資料1-2参照）</li> </ul>  | -                 |
| 4  | 第5章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の主題と副題について、同じ事が2回書いてあるような表現となっている。</li> <li>・中身が変わっているが、現計画と副題が同じ箇所もあり、2～3行で書いた方がよい。</li> </ul>   | <p>部会長意見</p> <p>計画をわかりやすく、県民にアピールしていくので、基本的には簡単な方がいいと思う。但し、簡単になり過ぎないように検討すべきである。</p> <p>・資料1-3参照</p>  | P57<br>～<br>P72   |
| 5  | 第5章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域循環圏づくりの記載がない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策5を「地域循環圏づくりの推進」に修正し、施策内容を全面的に見直した。</li> </ul>   | P70～<br>P72       |
| 6  | 第5章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新計画施策6「施策推進に向けた横断的な取組」について、タイトル2行目と施策の記載内容が異なる。（タイトル2行目に情報の収集・発信があるが、新計画の施策では、情報の収集・発信は施策6から削除されている）</li> <li>・横断的な取組は、いろいろな主体が協力、連携強化して施策を実施していくという表現とした方がよい。</li> </ul>                       | <p>部会長意見</p> <p>いろいろな部局がかかわるパンフレットを作れば横断的というのではなく、戦略的な情報提供とか施策を打ち出すような記述ができるとよい。ここでいう「横断的」とは、連携強化していろいろな主体が協力していくということが大事である。</p> <p>・施策5「地域循環圏づくりの推進」において「（4）多様な主体の連携の促進」を入れて、施策6は削除。施策6の各取組は施策1に整理して取り組んだ。（資料1-4参照）</p> | P71               |
| 7  | 第6章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章（4）県の「県民、事業者、市町村の取組に対する支援」の中に、各主体の連携、支援などの言葉を入れると、横断的な取組や主体が見えてくる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現を一部修正した。</li> <li>第6章の序文に、「このため、県としては、それぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努める。」を追記した上で、「1 各主体の責務・役割の（4）県」の中で「連携・協働を図りながら」を追記した。</li> </ul>                             | P73<br>P75        |
| 8  | 第6章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新計画は指標を示し、その指標を達成するために、こういう施策を考えているというストーリーにした方がよい。</li> </ul>  | <p>部会長意見</p> <p>先にモニタリング指標を決めておいて、5年後に見直しをするという体系に現在はなっていない。複数の指標を継続的に示して、良い方向に進んでいることを説明する今の手法自体は悪くない。</p> <p>・評価項目は、第6章の「2計画の進行管理」で記載のとおり、毎年度複数の指標等を用いて進行管理を行う。</p>   | P76               |

第3回廃棄物部会等における委員意見への対応

資料1

(2) 第3回廃棄物部会後の委員意見

| 番号 | 関連章等       | 委員意見要旨   | 対応案  | 資料2<br>該当頁        |
|----|------------|--|--|-------------------|
| 1  | 第5章        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001取得について県は把握しているか。始めは取得して大きな効果があったが、その後は効果の伸びが少なくなり、多くの企業が取得を取り止めている状況となっている。環境省が示すエコアクションに変えた方が良いのでは。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1の3Rの促進(2)事業者による3Rの取組の促進 において、「エコアクション2.1等の環境マネジメントシステムの導入」と修正した。</li> </ul>   | P58               |
| 2  | 全体         | <ul style="list-style-type: none"> <li>単位の記載方法を統一されたい。</li> <li>例) H6(年度)、22年度、H22(単位表示なし)等統一されていない。</li> <li>図に番号を付していないものがあるので、統一されたい。</li> <li>出典必ず付けること</li> <li>数字は全角又は半角のどちらかに統一のこと。</li> <li>参考資料の下の表が小さくわかりにくいので、大きくすること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>単位の記載を統一した。</li> <li>全ての図に番号を付した。</li> <li>全ての資料に出典を付した。</li> <li>数字は半角に統一した。</li> <li>表を大きく修正した。</li> </ul>  | -                 |
| 3  | 第5章<br>第6章 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の計画に比べ、発生抑制に関する記述がトーンダウンしているように見受けられる。</li> <li>・事業者サイドでの発生抑制の取り組みについて、もう少し強調した方が良い。</li> <li>・COP21の議長国のフランスは2020年までにプラスチック製の容器を完全に廃止するという法律を制定したので、地域からも何かしら挑戦できると良い。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者サイドの発生抑制の取組について、引き続き、発生抑制、減量化、資源化の取組の推進(施策1(2)、 )などを記載するとともに、食品関連事業者からの廃棄物を抑制する等の取組の促進(施策1(2))を新たに記載した。</li> <li>また、環境ビジネスの振興支援として、引き続き、事業者への補助(施策5(2))を行うとともに、事業者への取組の普及等を強化(施策5(2)、 )する記述を追加した。</li> <li>さらに、第6章の事業者の主な具体的行動に、「自ら排出する廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努める」、「拡大生産者責任の考えのもと、自ら生産する製品について、消費や廃棄の段階においても、適正なリサイクルや処分に一定の責任を有することを認識し、製品の長寿命化・省資源化への配慮、リサイクルが容易な製品の開発、できるだけ廃棄物を発生させない製品の製造などに努める」と記載した。</li> </ul> | P58<br>P70<br>P74 |